

令和5年3月6日

土木部管理課

緑化指導に関する検討結果について

1 概 要

本区で実施している緑化指導について、顕在化した課題を解決し、C I Gのより一層の推進を図るために、緑化指導のあり方について検討を行った。

2 検討状況

「緑化指導のあり方検討委員会」を設置し、現在の状況から課題を抽出し、対応案について検討した。

また、江東区みどりの基本計画推進会議において意見聴取した。

3 主な検討項目

検討委員会で以下の課題を抽出し検討を行った。

(1) 植栽の維持管理

- ・特に屋上部の植栽が枯れてしまい、緑地を維持できていない。

(2) ウミネコの対策

(3) 建替時の既存樹木の扱い

- ・集合住宅の建替え等により、古木などの既存樹木が伐採される。

(4) 太陽光パネル設置義務化への対応

- ・東京都による太陽光発電設備設置等の義務付けと屋上緑化の考え方を整理する必要がある。

4 今後の対応

(1) 植栽の維持管理とウミネコの対策

計画段階から維持管理方法も考慮するように、緑化指導を強化する。

①屋上の管理動線などを含めた植栽の維持管理方法と、ウミネコの対策方法について、提出様式等に新たな記載項目を追加する。

②施工事業者から維持管理者への維持管理方法の引継ぎを徹底させるために、提出様式等に新たな記載項目を追加する。

③緑化が完了してから一定期間経過後に調査することが効果的であるが、方法等については引き続き検討する。

④ウミネコ対策に伴うフック等設備の設置費用助成について引き続き検討する。

(2) 建替時の既存樹木の扱い

○伐採を事前に把握する仕組みや既存樹木を引き継いでいくための方策等について引き続き検討する。

(3) 太陽光パネル設置義務化への対応

○現状の取り扱いを継続するが、義務化に伴う太陽光パネルの普及状況を見ながら、対応の必要性を検討する。

(4) その他

○緑化施策の重要性等について、改めて周知していく必要がある。

5 スケジュール

令和5年 3月 江東区みどりの条例施行規則（様式）及び、
「江東区緑化計画の手引き」を改正

4月～ 周知期間

10月～ 新たな指導開始